

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第118号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「の写し」を削る。

第28条の2第1号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「同条第3号」を「同条第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局財政部契約課)